

バングラデシュで新所得税法が発効
投資開発庁が外国企業のプロジェクトオフィスなどの開設を許可
外国人労働 VISA の改正を発表

PwC インド・ニュースフラッシュ

バングラデシュ国会は 6 月 8 日、新所得税法 (Income tax Act 2023) を承認し、6 月 22 日付で同法が発効しました。新法では大規模な改正と新規定の導入がなされており、バングラデシュに進出する日系企業に対しても広範な影響が及ぶことが考えられます。

特に重要な点は以下のとおりです。

- 一般的租税回避否認規定 (GAAR: General Anti Avoidance Rules) が導入され、商業的な実態のない租税上の優遇措置を税務当局が否認できるようになった。なお、税務当局による GAAR の発動には、金額要件は設定されていない。また、本税制改正前に適用された優遇措置も GAAR の対象となる可能性がある。
- 不動産投資信託 (REIT)、上場投資信託、バングラデシュ証券取引委員会により承認を受けた投資信託が獲得した収益は非課税とされた。
- 一定の要件を満たす会社分割は非課税とされた。
- 150 万 BDT (バングラデシュ・タカ) を超える関係会社間借入に掛かる利子の支払いには、内国歳入庁 (NBR: National Board of revenue) の承認が必要となった。
- 免税措置 (タックスホリデー) を享受している関係会社と行われた取引のうち、独立企業間価格で行われなかった取引については追徴課税や、ペナルティの対象となる可能性がある。
- 特定の海外ローンの利子に認められた非課税措置が撤廃された。
- バングラデシュに対し物品・サービスの供給を行う事業者は、バングラデシュにて納税者登録、法人税申告、申告証明の提出を行うことが必要となった。
- 期限後申告の場合、免税措置を受けることが不可能となった。また、申告期限延長の措置は撤廃された。
- ミニマム税の適用対象となる場合、繰越欠損金が利用不可能となった。
- 費用の損金計上に当たり、商業的な実態が必要であると税法上明記された。
- タバコ、炭酸飲料の製造業者に対する税率が上昇した。
- 源泉徴収税申告はこれまで 29 回実施する必要があったが、月次 (12 回) に軽減された。

- 申告証明の提出がない場合や、銀行口座を経由せずに給与を支払う場合など、一定の要件に該当する場合、源泉徴収税率は 50%に引き上げられることとなった。
- バングラデシュ国内企業の株主兼取締役の個人は、所得税申告に加え 1 年間の生活費用の明細を提出することが義務付けられた。
- 個人所得税に関する複数の控除項目が撤廃された一方、標準控除が導入された。
- 退職金(Providend and gratuity fund)が所得税の課税および申告の対象となった。

また、バングラデシュ投資開発庁は 5 月 29 日に投資開発ガイドライン(BIDA Guideline: Bangladesh Investment Development Authority Guideline)を改正し、外国企業のプロジェクトオフィス、ジョイントベンチャーコンソーシアム(JVCA:Joint Venture Consortium Association)の開設の許可、支店・駐在員事務所の開設要件の修正、外国人の労働ビザに関する諸要件の改正を行いました。

重要な点は以下のとおりです。

- 従来バングラデシュではプロジェクトオフィス、JVCA の設立は認められていなかったが、インフラセクター、その他の開発セクターにおいては一定の条件に基づき設立が認められることとなった。
- 外国企業が支店を設立する際には、以下の要件を満たすことが必要となった。
 - 本社の財務状況について一定程度の健全性が求められる。
 - 製造業、サービス業の場合には 10 年以内に子会社などの拠点を設立することが求められ、支店の更新は認められない。
- 外国人に対する初回の労働 VISA は 1 年間に短縮された(従来は 2~3 年間)。
- バングラデシュ国外で支払われる報酬については事前認可が必要となった。また、投資開発庁は VISA 申請者の技能・経験などに応じ報酬額を修正する権限を得ることになった。

上記以外にも複数の改正が行われたため、バングラデシュに進出している、ないしは進出を検討している企業は詳細な検討が必要となります。

資料に関するお問い合わせ先(PwC インド)

本件に関しましてご不明点などございましたら、以下の担当者までお知らせください。

■デリー／グルガオン

ディレクター 福原 智之

Mobile: +91(0)74285 39941

tomoyuki.f.fukuhara@pwc.com

マネージャー 比村 恵

Mobile: +91(0)95605 02295

himura.megumi@pwc.com

アシスタントマネージャー 水流 健成(米国公認会計士)

Mobile: +91 (0)96671 66461

takenari.t.tsuru@pwc.com

■ムンバイ

マネージャー 武田 和幸 (日本国税理士)

Mobile: +91(0) 86570 00151

kazuyuki.a.takeda@pwc.com

■バンガロール・チェンナイ

アソシエイトディレクター 座喜味 太一 (日本国公認会計士)

Mobile: +91(0)63664 40227

taichi.z.zakimi@pwc.com

■チェンナイ

アシスタントマネージャー 福谷 由佳子

Mobile: +91(0)73050 51976

yukako.fukutani@pwc.com

About PwC

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 152 countries with over 328,000 people who are committed to delivering quality in advisory, assurance and tax services. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. For more information about PwC India visit us at www.pwc.in

Follow us on [Facebook](#), [LinkedIn](#), [Twitter](#) and [YouTube](#).

In this document, PwC refers to PricewaterhouseCoopers Private Limited(a limited liability company in India having Corporate Identity Number or CIN: U74140WB1983PTC036093), which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited(PwCIL), each member firm of which is a separate legal entity.